

令和5年4月

妙高市立新井中央小学校いじめ防止基本方針

妙高市立新井中央小学校

はじめに

いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

当校では、職員一人一人が「いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得る深刻な人権問題」であると認識し、「いじめを決して見逃さない」という意識を共有して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）に連携・協力して取り組む。

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法(以下「法」という)第13条の規定に基づき、この「妙高市立新井中央小学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめの定義

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係*にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響*を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

*「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

個々の行為が「いじめ」当たるか否かの判断にあたっては、行為が起こったときにいじめを受けた児童本人や周辺の状況を客観的に確認するだけでなく、いじめを受けた児童の立場に立って対応する。本人がいじめを否定したとしても、表情や様子をきめ細かく観察し、特定の職員のみによることなく組織的な対応により総合的に判断する。

(2) いじめ類似行為の定義

法第2条2項 この法律において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該児童が当該行為を知ったときに蓋然性の高いものをいう。

インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切な対応を行う。

(3) 基本理念

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与える。また、最悪の場合には、生命に重大な危機を生じさせるおそれがある。

従って、当校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、児童とともに解決を図る。同時に、全教育活動を通じた人権教育、同和教育の実施、豊かな感性を育む教育の充実、更には、保護者や地域住民のいじめの防止等への協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

(4) いじめの防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめの防止等の取組についての資質を向上させる。
- ⑤ 保護者や地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と啓発を行う。

2 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 設置の目的

法第 22 条を受け、本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ対策委員会」(以下、「対策委員会」という)を設置する。

(2) 構成員

構成員は、校長を長として、生活指導主任、養護教諭他複数の教職員及びスクールカウンセラー等(心理・福祉等に関する専門的知識を有する者)を基本と、校長が指名するものとする。

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を進める上での中核となる。
- イ いじめの早期発見のため、いじめの通報並びに相談窓口となる。
- ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報を収集と記録、共有をする。
- エ いじめに係る(いじめの疑いに関する情報や児童の人間関係に関する悩みを含む)があったときには、速やかに会議を招集し、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応の決定と保護者との連携を組織的に実施する。
- カ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し。

3 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するよう、すべての教育活動並びに道徳教育を通じて人権教育、同和教育を計画的に実施する。

- イ 感動体験や困難を克服する体験並びに協同的な学びを通じて、豊かな心や人間関係づくり、コミュニケーション能力を育む。
- ウ 教員のいじめ問題の早期発見や解決能力の向上を図るために、校内研修の充実に努める。
- エ 「学校教育における情報モラル教育の基本方針」に基づいて情報モラル教育を推進し、ネット上のいじめの防止に努める。ネット利用のルール等について話し合う機会を設定するなど、児童が主体となる活動を推進する。
- オ 保育・こども園・小・中・総合支援学校間の引き継ぎにおいて、いじめに係る過去の事案やいじめが心配される人間関係についての詳細な情報提供により、引き継ぎ後も継続的に支援が行われるよう体制の構築に努める。
- カ 家庭においてもいじめ防止のための教育がなされるよう、保護者を対象にした啓発活動を実施する。
- キ 発達障害を含む、障害のある児童について、障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ク 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童について、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進し、必要な支援を行いながら見守る。
- ケ 性障害や性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。
- コ 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童（「以下被災児童」という）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災児童に対応する。

（2）いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見に向けて、アンケート調査や教育相談を実施するとともに、児童生徒の悩みや集団への適応状況を把握するなど、組織的かつ計画的に必要な措置を講ずる。いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先して、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- イ 教育委員会内及び適応指導教室のいじめに関する通報及び相談窓口、県が設置する 24 時間体制の相談窓口等について、保護者への周知を図る。
- ウ いじめや児童生徒の悩みを認知した場合は継続的に教育相談を行い、必要に応じて子ども若者支援専門員及び県派遣スクールカウンセラー等の活用を図る。
- エ 県の事業「ネットいじめ見逃しゼロ事業」と連携し、ネットパトロールに関する情報を適宜得る。
- オ 職員の目が届きにくい場所（トイレ、体育用具室、特別教室等）や時間（休み時間、昼休み、放課後等）ができないように巡回の方法を工夫する。

（3）いじめの積極的な認知

- ア 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目していじめを見極める。
- イ 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中でのいじめの認知に努める。
- ウ 直接いじめという表現が用いられなくても、児童が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合はいじめに相当する事案として認知する。

(4) いじめへの対応

- ア 教職員はいじめを認知したり通報を受けたりした場合は、抱え込まず、直ちに管理職に報告する。また、管理職は速やかに教育委員会に報告する。
- イ 校長はいじめに関する報告を受けた場合には、直ちにいじめ対策委員会を招集し、その事案の全貌を明らかにするための方針を指示する。
- ウ いじめ対策委員は、手分けをして多方面から情報を収集し、いじめの全体像の把握に努める。
- エ 被害児童に対しては、速やかに安全を確保するとともに心のケアに努める。
- オ 加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。特に、いじめは重大な人権問題であることや相手の心の痛みを理解させ、今後の在り方を考えさせるよう努める。
- カ 被害児童の保護者に対しては即時家庭訪問を実施し、事案の報告をするとともに、学校管理下の事案である場合には謝罪して、今後の支援方針について理解を得る。
- キ 加害児童の保護者に対しては、事案の詳細を説明して事案解決への指導方針について理解を得るとともに、加害児童を同伴し、被害児童を訪問して謝罪するよう促す。
- ク 周りの児童に対しては、自らのこととしてこの問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず一步踏み出す勇気がもてるよう指導する。
- ケ いじめの事実はプライバシーに配慮しながらも、極力その他の児童及び保護者に開示し、その後の事案発生防止のための契機とするよう努める。
- コ いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等を伴う事案においては、警察や児童相談所と連携して対応する。
- サ 被害児童の心の傷が深い場合や、いじめの内容等が複雑な場合には、被害・加害児童及びその保護者を一堂に集め、対策委員が立ち会った上で謝罪の会を設ける。
- シ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への支援を行うことにより、いじめの再発防止に努める。
- ス いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
 - 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- * 認知から3か月後に対策会議を開催し、解消したかどうか判断する。

4 重大事案への対処

(1) 重大事案の発生と報告

① 重大事案の意味

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間＊学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- * 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事案ととらえる。

② 重大事案の報告

学校は重大事案であると認知した場合、直ちに教育委員会へ報告する。

- * いじめを受けて重大事案に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その

時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と判断した場合であっても、重大事案が発生したものとして扱う。

(2) 重大事案の調査

対策委員会は、教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け初期対応にあたる。その後、教育委員会より派遣された専門員と協働し、その対応にあたる。重大事案の調査にあたっては、調査実施前に被害児童・保護者、及び加害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

① 調査の目的・目標

事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであること。

② 調査全体（組織の構成、人選）

人選については、公平性・中立性が担保されていること。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

調査が開始される時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要になるのかについて、目途を示すこと。また、調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うこと。

④ 調査事項・調査対象

どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）をどのような対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）に調査するのかについて説明を行うこと。

⑤ 調査方法

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの用法、手順を説明すること。説明した際、被害児童・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・ 調査結果の提供について、被害児童・保護者に対して、どのような内容を提供するのかあらかじめ説明を行うこと。
- ・ 被害児童・保護者に対し、個別の情報の提供については、妙高市の個人情報保護条例に基づいて行うことを説明すること。
- ・ 被害児童・保護者に対し、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、情報提供の方法を説明すること。
- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者の文書管理規則に基づき行うことに触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について可能な限り、被害児童・保護者の同意を得ておくこと。

ア いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

被害児童の心の安定を図るために当該児童生徒が信頼を置く教師を伴って、複数で情報収集にあたる。概して、更なるいじめを警戒して話したがらない傾向が見られることから、児童の心身の安全の確保を最優先して聞き取り調査を実施する。同時に他の児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行い、被害児童から得た情報と照合を図り、事案の全貌把握に努める。

イ いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、緊急学年集会等を開き事案を報告した上で、在籍児童生徒や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行う。同時に、被害児童の保護者にも、十分な聞き取り調査を行う。収集した情報は照合を繰り返しつつ調査を実施し、事案の詳細な全貌解明に努める。

ウ いじめが犯罪行為に関わる場合

いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等、犯罪行為にあたる場合、速やかに被害児童の保護者に

被害届の提出を依頼し、警察や児童相談所と協力して調査を実施し、事案の全貌解明に努める。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

対策委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査実施中の経過報告を行い、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては、児童のプライバシー保護に十分配慮する。

② 教育委員会への報告

対策委員会は、専門委員と協働し迅速にいじめの全貌を整理し教育長に提出する。また校長は、いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方針計画を添えて教育委員会へ報告する。

③ いじめを受けた児童への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活をおくることができるように支援する。具体的には以下の支援を行う。

- ・ 学級担任や養護教諭、カウンセラー等により、心情を丁寧に傾聴する。
- ・ いじめに係る事実関係を明らかにするため、聞き取りを丁寧に行う。
- ・ いじめの解決に向けて、当該児童の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ・ 心の傷が深い場合にはカウンセラー等による心のケアを勧めるとともに、必要な場合は医療機関への受診を勧める。
- ・ いじめられた児童またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

④ いじめを受けた児童の保護者への対応

当該児童の保護者の心情に配慮し、当該児童の心身の安定に努めるために、次のような保護者への対応や支援を行う。

- ・ 学校管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実に謝罪し、解決に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・ 当該児童が受けたいじめに係る事実や、児童の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・ いじめの解決に向けて保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・ 保護者自身が不安を抱いている場合は、カウンセリングを勧める。

⑤ いじめを行った児童及び保護者への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通じて、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようになる。

当該児童への指導においては、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを認識させるとともに、解決に向かった道筋を示し、いじめを受けた児童及び保護者に謝罪する等の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者の役割について、適切に指導・助言する。

5 いじめの防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童の活動（学校行事）	保護者・ 地域住民対象の取組
4	・学校基本方針の確認 ・児童理解を深める会の実施 ・縦割り班編制 ・生活指導部会開催 ・児童を語る会（通年）	・入学式 ・1年生を迎える会 ・なかよし班（縦割り班）顔合わせ ・なかよし班清掃の開始 ・あいさつ運動	・PTA総会での保護者への啓発活動 ・学習参観及び懇談会 ・地域子ども会① ・第1回CS委員会
5	・白山会館現地学習会（職員研修）	・あいさつ運動 ・なかよし遠足	・教育振興会理事会での町内会長への説明 ・学習参観日 ・人権だより「つながり」配付
6	・いじめ見逃し0スクール集会の実施 ・いじめアンケートの実施 ・教育相談の実施 ・ゲストティーチャーと創る「なかま」の時間（6年部落問題学習）	・ハッピーなかよし集会 ・あいさつ運動 ・なかよし班遊び ・なかよしチャレンジタイム ・部落問題学習（6年） ・6年生修学旅行（6年）	・小中連絡会 ・幼保小連絡会 ・民生委員との懇談会 ・部落問題学習親子ペアトーク（6年）
7	・人権教育、同和教育授業公開と協議会	・あいさつ運動 ・宿泊体験学習（5年）	・学期末PTA ・放課後児童クラブとの懇談会 ・学警連所属長会議 ・地域子ども会②
8 9	・生活指導部会開催 ・人権教育、同和教育授業公開と協議会	・あいさつ運動 ・なかよし集会 ・なかよし遊び ・なかよしチャレンジタイム	
10	・人権教育、同和教育を学ぶ会	・人権教育、同和教育を学ぶ会（1～5年：授業公開・6年：講演会とワークショップ） ・あいさつ運動 ・運動会	・人権教育、同和教育授業参観・講演会とワークショップ参加
11	・人権教育強調月間 ・いじめアンケートの実施 ・教育相談の実施 ・生活指導部会の開催 ・人権教育、同和教育授業公開と協議会	・あいさつ運動 ・なかよし遊び ・なかよし集会 ・なかよしチャレンジタイム	・個別面談 ・人権だより「つながり」配付 ・第2回CS委員会
12		・あいさつ運動	・学警連担当者会議 ・絵画・版画作品展
1	・生活指導部会の開催	・あいさつ運動 ・なかよし遊び ・なかよし集会	・地域子ども会
2		・あいさつ運動 ・なかよし遊び ・なかよしチャレンジタイム	・学習参観 ・移行学級 ・民生委員との懇談会 ・小中連絡会 ・学年末PTA ・人権だより「つながり」配付
3	・生活指導部会の開催	・あいさつ運動 ・6年生を送る会 ・卒業式	・地域子ども会④ ・第3回CS委員会